

財務省第10入札等監視委員会
令和5年度第1回定例会議議事概要

開催日及び場所	令和5年10月4日(水) 広島合同庁舎1号館会議室	
委員	委員 山口 力 (広島大学大学院人間社会科学研究科 教授) 委員 中川 隆喜 (アイル監査法人 公認会計士) 委員 三崎 和也 (三崎法律事務所 弁護士)	
審議対象期間	令和5年4月1日(土) ~ 令和5年6月30日(金)	
契約の概要説明	審議対象期間における契約案件の概要	
抽出案件	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	1件	契約件名 : (R5)合庁宿舎(山口外1地区・建築及び電気)各所修繕工事(単価契約) 契約相手方 : 不動建設株式会社 (法人番号 5250001003559) 契約金額 : 7,388,260円 契約締結日 : 令和5年4月3日 担当部局 : 中国財務局
競争入札(物品役務等)	1件	契約件名 : 未利用国有地の管理等業務 契約相手方 : ミヤオ産業有限会社 (法人番号 9240002018578) 契約金額 : 231,258,339円 契約締結日 : 令和5年4月3日 担当部局 : 中国財務局
競争入札(公共工事)	1件	契約件名 : 大東税務署エレベーター改修工事 契約相手方 : 東芝エレベータ株式会社 (法人番号 5010701006785) 契約金額 : 22,396,000円 契約締結日 : 令和5年4月4日 担当部局 : 広島国税局
競争入札(物品役務等)	1件	契約件名 : エレベータ設備保守点検業務(第3グループ) 契約相手方 : 日本オーチス・エレベータ株式会社中国支店 (法人番号 9010001075825) 契約金額 : 10,896,600円 契約締結日 : 令和5年4月3日 担当部局 : 広島国税局
委員からの意見・質問、それに対する回答等	下記のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
【抽出案件の説明及び審議】 1 (R5) 合庁宿舎（山口外1地区・建築及び電気）各所修繕工事（単価契約） 業務内容の説明について 落札率が高い理由について 2 未利用国有地の管理等業務 一者応札の理由について 落札率が高い理由について 3 大東税務署エレベーター改修工事 一者応札の理由について 業務の特殊性の説明について 4 エレベーター設備保守点検業務（第3グループ） 一者応札の理由について 落札率が高い理由について	山口県内に所在する合同宿舎において、散発的に発生する建具修繕や、畳表替、襖及びクロス張替等の修繕工事といった建築関係のほか、スイッチ・コンセント、テレビ端子及び照明器具取替等の修繕工事といった電気関係の工事請負契約を単価契約として締結したもの。 落札業者に確認したところ、入札時において燃料価格や資材価格が上昇傾向にあったなかで、一部下請業者に対するコストダウンが図れなかったこと、及び自社の利益を確保するため、これ以上のコストダウンは図れなかったとのことであり、結果、落札率が高くなったものと考えている。 入札参加申込のあった者のうち、1者については、入札参加申込の際に提出が必要な書類に不備があり、入札を辞退したことなどから、結果、一者応札となったもの。 引き続き、適切な地区割や委託業務内容の検討を行うとともに、業者への声掛けを実施するなど、応札者の増加に努めたい。 本件は、入札を複数回実施し落札したもの。落札業者は、人件費の上昇や原材料の高騰の影響を考慮して、単価を大幅に下げることが敬遠し、段階的な下げにより応札した結果、落札率が高くなったものと考えている。 応札業者のほかに2者が調達資料をダウンロードしていたことから複数の応札が期待できていた上、調達資料をダウンロードした業者以外の3者に対して入札を実施する旨の案内を行い複数の応札になるよう取り組んだが、案内を行った業者からは、「年間に取扱い（対応）できる物量に限りがあり、当案件への対応は難しい」と回答があったなど、結果として応札業者が1者という結果になった。 平成10年3月に設置したエレベーターであり、「令和6年3月に部品供給が終了することに対応するための改修」や「既存不適格（平成21年の建築基準法改正）を解消するための改修」という背景的な特殊性はあるものの、特別な仕様（規格・部品など）による改修ではなく、他の税務署のエレベーターと同様、一般的なエレベーターの規格等を仕様とした改修工事となっている。 入札参加を募るため業者からヒアリングを行ったが、エレベーターメーカーにしかないノウハウや特殊性を必要とされるため、独立系の業者を含めても複数者による応札が困難であり、結果として一者応札となった。 今後は、エレベーターメーカー以外の独立系の業者のほか、外資系業者等の情報収集を行い、複数応札により競争性が働くよう努めたい。 予定価格は、参考見積を用いず、積算資料を使用した結果、市場価格に近似した価格設定となったことから、予定価格と入札価格が近くなったものと考えている。